

京都市消費生活総合センター
(令和5年2月発行)

～ 目次 ～

- ・18歳から大人です！クレジットカードの使い方を考えよう！（2面）
- ・「愛してるから、投資して」っておかしくない？
～マッチングアプリ等で知り合った人にだまされないためには～（3面）
- ・お困りごとは消費生活総合センターにご相談ください！（4面）
- ・消費生活土日祝日電話相談の相談先の変更のお知らせ（4面）

消費者行政の更なる推進に取り組みます！京都市長
門川 大作

私たちの暮らしを取り巻く状況は急速に変化しています。その一例が、日々の消費行動におけるデジタル化の進展。コロナ禍に伴う「新しい生活スタイル」の定着と相まって、デジタル化が飛躍的に進みました。これにより、多様なサービスがオンライン上で利用できるようになり、SNS等での情報収集・発信等も含め、私たちの生活は非常に便利になりました。

一方で、インターネットを利用した通信販売の利用増加やキャッシュレス化の促進など、取引方法・契約形態が多様化・複雑化したことにより、消費者被害が増加。とりわけ成年年齢が18歳に引き下げられたことで、若年層の消費者トラブルの増加が懸念されるなど、私たちの生活を脅かす新たな課題が生じています。

こうした課題に対して、本市では、「消費生活総合センター」等を通じて市民の皆様お一人お一人のお声に真摯に向き合い、安心・安全な消費生活をしっかりと支援。社会情勢の変化や年齢・性別などの消費者の特性に配慮しつつ、常に正確な情報の迅速な発信に努めているところです。引き続き、より良い社会の実現を目指してまいります。

「もったいない」、「しまつ」の精神が根付き、自然と共生する生活文化が育まれてきた京都に、本年3月、文化庁が移転。名実ともに、京都が日本の「文化首都」となります。そんな折、本市では、文化の更なる振興とともに、誰一人取り残さない「SDGs」と、あらゆる危機に粘り強くしなやかに対応する「レジリエンス」の理念の下、「京都に生まれてよかった、住んでいてよかった」と実感していただけるまちづくりを、一層進めてまいります。皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。



京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

18歳から大人です！クレジットカードの使い方を考えよう！



クレジットカードはキャッシュレスで決済が可能なツールの一つです。便利な反面、支払方法や利用明細を確認せずに使用していると、想定外の手数料を請求されたり、支払残高が高額になっていたりする場合があります。

令和4年4月から、18歳や19歳でも1人でクレジットカードを申し込めるようになりました。トラブルに遭わないためにも、クレジットカードの仕組みや支払方法をきちんと理解したうえで利用しましょう。

事例1

成人すると、簡単にインターネットでクレジットカードが作れるようになったので、クレジットカードを作ったが、限度額いっぱいまで買物をしてしまい、支払ができなくなってしまった。

そのまま放置していたら督促状が届き、その返済のために借金をしたが、返済不能になった。



30万円

事例2



大学で使うパソコンを購入するために作ったクレジットカードの利用明細を、1年以上経過した最近になって確認をしたら、支払残高が約30万円もあることに気付いた。

割引サービスのあるリボルビング払いを選択していたので、こんなに高額になっているとは思わなかった。

トラブルに遭わないためのポイント

☞ 延滞に注意！

期限までに支払ができなくなると延滞となり、個人情報信用機関に延滞情報が登録されます。延滞を繰り返すと、新たにクレジットカードを作ることができない等の不利益を受けるおそれがあります。クレジットカードを利用する際は、計画的に利用しましょう。

☞ 手数料が発生する分割払い、リボルビング払いに注意！

「分割払い」、「リボルビング払い」を選択した場合は所定の手数料が掛かります。クレジットカードの中には、リボルビング払い専用のものや、最初から支払方法がリボルビング払いに設定されているものがありますので、申込時に十分確認し、意図しない支払方法とならないよう注意しましょう。

☞ 利用明細は必ず確認しましょう！

クレジットカードの利用明細は、定期的に必ず確認する習慣を着けましょう。万が一、身に覚えのない請求があった際は、速やかにクレジットカード発行会社に連絡しましょう。

☞ 悪質事業者等から「クレジットカードで支払えばよい。」とそそのかされても応じない！

実態の分からない情報商材や副業など、もうけ話のトラブルが増加しています。「お金がない。」と断っても、悪質事業者や知人から「クレジットカードを作ればよい。」「稼ぎから支払える。」等と言って、クレジットカード決済を持ち掛けられ、トラブルに遭うケースがあります。クレジットカードを作らせて支払わせるような事業者は信用しないようにしましょう。

クレジットカードは適切に
利用しましょう！



「愛してるから、投資して」っておかしくない？ ～マッチングアプリ等で知り合った人にだまされないためには～



全国の消費生活センターには、マッチングアプリ等で知り合った人から暗号資産やFX等を勧められ、送金したところ、相手と連絡が取れなくなるといった相談が寄せられています。こうした場合、お金を取り戻すのは困難であるため、マッチングアプリ等で、投資話を勧められたら、十分に気を付けましょう。

相談事例

マッチングアプリで日本在住のアメリカ人男性と知り合い、無料メッセージアプリで連絡を取るようになった。やり取り開始時から男性は私のことを「妻」と呼び、「結婚後に悠々自適な生活を送るために二人で資金を出し合って投資をしよう。」と言われた。暗号資産取引所に口座を持っていたので、その口座で暗号資産を購入し、男性が指定した口座に数回にわたって、合計130万円分の暗号資産を送った。

数日後に男性と会う約束をしていたが、「新型コロナに感染したから会えない。」と連絡があり、それ以降、男性とは連絡が取れなくなった。どうしたらよいか。

マッチングアプリ等でお金をだまし取ってくる相手の特徴(例)

- 自称外国人や外国の在住経験がある日本人
- マatchingアプリから早々にメッセージアプリに変更を提案してくる。
- 不自然な日本語
- 暗号資産やFXでもうけている。
- 小まめに連絡を取ってくる。
- 趣味は投資や資産運用
- 副業で投資をやっている。



投資の誘い文句(例)

- 結婚するなら金銭感覚が近い人が良いから、一緒に資産運用しよう。
- 結婚の資金を貯めるために投資しよう。
- 豊かな結婚生活のために投資は重要だよ。
- 投資に詳しい知人がいるから、その人の言うとおりに投資すればもうかるよ。

アドバイス

- マatchingアプリ等で知り合った相手の指示で投資するのはやめましょう。
- マatchingアプリ等は、ルールに従って利用しましょう。
- 不安に思った場合やトラブルに遭った場合は、すぐに京都市消費生活総合センターへご相談ください！（075-366-1319）





お困りごととは消費生活総合センターにご相談ください！



京都市消費生活総合センターは、市民の皆様の身近な相談窓口として、電話相談、来所相談、インターネット相談を受け付けています。

商品やサービスの契約、多重債務でお悩みの方、交通事故でお困りの方などがあれば、お気軽にご相談ください。

- 消費生活相談 075-366-1319
商品やサービスの契約トラブルなどの消費生活相談に関する相談
消費生活相談員が、問題解決に向けて助言を行ったり、必要に応じて事業者との間であっせんを行います。
 - 多重債務相談 075-366-1316
多重債務に関する相談
必要に応じて弁護士による多重債務特別相談等をご案内いたします。
 - 交通事故相談 075-366-3305
交通事故に関する相談
交通事故の示談の方法、賠償問題等に関する相談を実施しています。
- ※いずれも相談受付時間は、月～金（祝・休日を除く）午前9時～午後5時です。
- インターネットによる消費生活相談
ホームページ（ <https://kyoto-soudan.jp/> ）から相談を受け付けています。



消費生活土日祝日電話相談の相談先の変更のお知らせ

市民の皆様が、消費生活総合センターの閉庁日に当たる土曜日、日曜日及び祝・休日でも電話による消費生活相談が受けられるよう設置している臨時の窓口について、令和5年4月1日から、以下のとおり相談先が変更となる予定です。

- 相談先 : 独立行政法人 国民生活センター
 電話番号 : 市外局番なし 188 (消費者ホットライン)
 受付時間 : 土曜日、日曜日及び祝・休日 午前10時～午後4時

【編集後記】 2023年を迎えて早くも2か月がたちました。4月から新生活を迎える方にとっては、新生活に向けての準備等で慌ただしい時期になるかと思いますが、慌ただしいときこそ、トラブル等が起こりやすいため、落ち着いて行動するようにしましょう。

京都市消費生活総合センター

075-366-1319 (消費生活相談専用)

075-366-1316 (多重債務相談専用)

〒604-8588

京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521 中京区総合庁舎3階

ホームページ <http://kyoto-soudan.jp/> ツイッターアカウント @kyoto_soudan

相談受付時間
月～金（祝・休日を除く。）
午前9時～午後5時

この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ！



令和5年2月発行 京都市文化市民局暮らし安全推進部消費生活総合センター
京都市印刷物 第044814号